

## 【令和5年度2月補正予算に係る市長提案説明要旨】

(R6.2.15)

令和5年度伊丹市一般会計補正予算（第10号）についてであります。本案は、普通交付税の増額、及び臨時財政対策債の減額等、所要の措置を講じようとするとともに、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく補正予算を活用し、市民の安全・安心に資する事業を追加する等、12月補正予算編成後の情勢の変化に対応するため、所要の措置を講じようとするものであります。その主なものを申し上げますと、国の経済対策に係る、有利な財源を積極的に活用し、学校園の安全で快適な教育環境を整備するため、大規模改造工事や、空調設備の更新、防犯対策設備の整備、更に、再生可能エネルギーの利用促進のため、小・中学校7校に太陽光発電設備を整備するほか、千僧越塚公園他2公園の遊具の更新や、改修工事を実施しようとするものであります。また、博物館解体工事における、地中障害に対応するための経費のほか、人事院勧告に準じて、公定価格が見直されることに伴う、保育所保育委託料等の経費を措置しようとするものであります。

そのほか、ふるさと寄附等を、各特定目的基金へ積み立てるとともに、物価高騰などに対応するために国から交付される、地方創生臨時交付金の全額を、歳入予算に計上するなど、所要の措置を講じようとするものであります。

その結果、第1条、歳入歳出予算につきましては、それぞれ、21億8,659万9,000円を追加し、その総額を、912億1,438万3,000円としようとするものであります。

また、第2条の繰越明許費の補正では、博物館除却事業のほか、6事業に係る繰越明許費の追加措置を、第3条の地方債の補正では、庁舎等整備事業債ほか、2事業の追加、及び臨時財政対策債の発行額の減のほか、4事業の地方債の変更の措置を、それぞれ講じようとするものであります。

令和5年度伊丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてですが、本案は、療養諸費が当初予算に比べ増加すること、及び、これに伴う県支出金の増額について、所要の措置を講じようとするものであります。

令和5年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてですが、本案は、保険料軽減対象者に係る、保険基盤安定納付金の追加に伴い、所要の措置を講じようとするものであります。

令和5年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてですが、本案は、地域支援事業費が当初予算に比べ増加すること、及び、これに伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金等の増額について所要の措置を講じようとするものであります。

令和5年度伊丹市病院事業会計補正予算（第1号）についてですが、本案は、入院患者数の減少等による収益の減少と、兵庫県の新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業等の、補助金の交付を受けることについて、所要の措置を講じるほか、ふるさと寄附に係る一般会計からの繰入などを受けて、伊丹市病院事業基金への積立措置を講じようとするものであります。また、統合再編基幹病院整備事業に係る、整備工事のスケジュールの見直し等に伴い、工事請負費、工事監理委託料、及び企業債の減額、並びに基金取崩収入の増額について、所要の措置を講じようとするものであります。

令和5年度伊丹市下水道事業会計補正予算（第3号）についてですが、本案は、国の補正予算に伴う「防災・安全社会資本整備交付金」を積極的に活用して実施する、汚水管渠、及び雨水ポンプ場などの老朽化・長寿命化対策事業について、国庫補助金、及び企業債を財源として、所要の措置を講じるとともに、市内温浴施設の污水排除量過少申告に伴い、所要の措置を講じようとするものであります。